

平成25年

第3回市議会定例会 議案第8号

函館市看護師修学資金貸付条例の一部改正について

函館市看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市看護師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

函館市看護師修学資金貸付条例（昭和39年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市看護師等修学資金貸付条例

第1条中「看護師として」を「看護師または助産師（以下「看護師等」という。）として」に、「看護師を」を「看護師等を」に改める。

第2条を次のように改める。

（修学資金の種類および貸付けの対象者）

第2条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）が貸し付ける修学資金の種類は、看護師修学資金および助産師修学資金とし、その貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 看護師修学資金 学院において修学中の学生であつて、将来看護師等として市立函館病院、市立函館恵山病院または市立函館南茅部病院（以下「病院」と総称する。）においてその業務に従事しようとするもの（看護師としての修学に要する資金の貸付けを他に受けている者を除く。）
- (2) 助産師修学資金 学院を卒業後引き続き保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号に規定する学校または同条第2号に規定する助産師養成所（以下「助産師学校養成所」と

いう。)に入学または入所をし、当該助産師学校養成所において修学中の学生または生徒であつて、将来看護師等として病院においてその業務に従事しようとするもの(助産師としての修学に要する資金の貸付けを他に受けている者を除く。)

第3条第1項を次のように改める。

管理者が貸し付ける修学資金の額は、次の各号に掲げる修学資金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師修学資金 月額5万円
- (2) 助産師修学資金 月額15万円

第5条の見出しを「(看護師修学資金の貸付けの取消し等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分および同項第2号中「修学資金」を「看護師修学資金」に改め、同項第3号中「修学」を「学院における修学」に改め、同項第4号中「修学資金」を「看護師修学資金」に改め、同条第2項中「修学資金」を「看護師修学資金」に、「休学した」を「学院を休学した」に改める。

第6条の見出しを「(看護師修学資金の償還)」に改め、同条各号列記以外の部分中「修学資金」を「看護師修学資金」に改め、「(以下「借受者」という。)」を削り、「貸付金」を「看護師修学資金に係る貸付金」に改め、同条第1号中「次条第3号の養成所等」を「次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等」に、「看護師として市」を「看護師等として病院」に改め、同条第2号中「次条第3号の養成所等」を「次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等」に、「看護師として市」を「看護師等として病院」に、「修学資金」を「看護師修学資金」に改め、同条第3号中「貸付け」を「看護師修学資金の貸付け」に改める。

第7条の見出しを「(看護師修学資金の償還の猶予)」に改め、同条各号列記以外の部分中「借受者」を「看護師修学資金の貸付けを受けた者」に、「貸付金」を「看護師修学資金に係る貸付金」に改め、同条第1号中「第3号の養成所等」を「第3号に規定する養成所等もしくは第4号に規定する学校等」に、「看護師として市」を「看護師等として病

院」に改め、同条第2号中「修学資金」を「看護師修学資金」に改め、同条第3号中「看護師として市」を「看護師等として病院」に改め、同条第4号中「貸付金」を「看護師修学資金に係る貸付金」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に規定する養成所等を卒業後引き続き他の学校等で管理者が定めるものに進学し、その学校等を卒業後引き続き看護師等として病院に勤務しようとするとき 当該学校等に在学している期間

第8条の見出しを「(看護師修学資金の償還の免除)」に改め、同条中「借受者」を「看護師修学資金の貸付けを受けた者」に、「前条第3号の養成所等」を「前条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等」に、「看護師として市」を「看護師等として病院」に、「修学資金」を「看護師修学資金」に、「貸付金」を「看護師修学資金に係る貸付金」に改める。

第10条を第11条とする。

第9条各号列記以外の部分中「借受者」を「修学資金の貸付けを受けた者」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(助産師修学資金の貸付けへの準用)

第9条 第5条から前条まで(第7条第4号を除く。)の規定は、助産師修学資金の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定中「看護師修学資金」とあるのは「助産師修学資金」と、「学院」とあるのは「助産師学校養成所」と、第5条第1項第1号中「退学した」とあるのは「退学し、または退所した」と、第6条第1号および第2号中「次条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等」とあるのは「第9条において読み替えて準用する第7条第3号に規定する学校等」と、同条第2号および第8条中「期間に」とあるのは「期間に3を乗じて得た期間(看護師修学資金の貸付けを受けた期間があるときは、当該期間と助産師修学資金の貸付けを受けた期間に3を乗じて得た期間とを合算した期間)に」と、第6条第3号中「前条第1項」とあるのは「第9条において読み替えて準用する第5条第1項」と、第7条第1号中「第3号に規定する養成所等もし

くは第4号に規定する学校等」とあるのは「第9条において読み替えて準用する第7条第3号に規定する学校等」と、同条第2号中「第5条第1項」とあるのは「第9条において読み替えて準用する第5条第1項」と、同条第3号中「養成所等」とあるのは「学校等」と、第8条中「前条第3号に規定する養成所等もしくは同条第4号に規定する学校等」とあるのは「第9条において読み替えて準用する第7条第3号に規定する学校等」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の函館市看護師修学資金貸付条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきなされた修学資金の貸付けは、改正後の函館市看護師等修学資金貸付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づきなされた看護師修学資金の貸付けとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき修学資金の貸付けの決定を受けている者は、改正後の条例の規定に基づき看護師修学資金の貸付けの決定を受けた者とみなす。

（提案理由）

市立函館病院高等看護学院を卒業後引き続き助産師養成所に入所したこと等の要件を満たす者に対して助産師修学資金を貸し付けることとする等の修学資金の貸付けの範囲の拡大を行うため